駐車場使用契約書

	ない。
サーパス長門石管理組合(以下「甲」という。)とサーパス長門石	
の入居者である号(以下「乙」という。) とは、下記に所在する駐車場に乙の使用権を設定する。	第7条 乙またはその関係者(同乗者を含む。)が故意または過失により本駐車場の諸施設若しくは他の駐車中の自動車に損傷を与えたときは、乙は直ちにその損害を相手方に賠償しなければならない。
1 所在地番 敷地内 久留米市長門石2丁目 361 番地の 12	
敷地外 久留米市長門石2丁目366番地の172 区画番号 <u>番</u>	第8条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない(1) 引火性物件その他の危険物を持ち込まないこと。(2) 火気の取扱等をしないこと。
駐車場の使用にあたっては乙は、下記の事項を遵守するものとし、 これに反した場合は、甲はこの契約を解除することができる。	(3)自動車の運転にあたっては安全運転をすること。(4)駐車場内において物件を損傷しまたは事故を起こしたときは、
第1条 甲は乙に対し、次の車両を標記表示の場所に駐車することを認める。車種車輌登録番号借主の住所	直ちに甲に届け出ること。 (5)その他車以外の物品等を持ち込まないこと。
	第9条 乙が本契約に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。この場合既に納入した駐車料金は返済しない。
借主の氏名	第10条 本契約期間中に本契約を解除しようとするときは、30日前
第2条 契約期間は <u></u> 年 <u>月</u> 月1日から <u></u> 年 <u>月</u> 月 日迄の	までに書面をもって予告しなければならない。 第 11 条 駐車場の使用権は、当マンションの入居者でなくなったと き、甲は本契約期間内であっても、その契約を解除する事ができる
第3条 駐車場料金は敷地内にあっては月額 6,000 円または 8,000 円 とし、敷地外にあっては 7,000 円とし、管理費と同じく毎月 27 日 にその翌月分を振替の方法により徴収するものとする。	第 12 条 本条文の改廃、変更については、本マンション管理組合の 総会において区分所有者総数の 4 分の 3 以上で決する。
	上記契約を証するため本書を2通作成し、各1通を所有する。
第4条 乙は本駐車場に表示する駐車車輌以外の車輌を駐車すること はできない。	年月日
第5条 本駐車場における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても甲は一切その責任を負わないものとする。	甲 サーパス長門石管理組合 理事長 印
	乙 (入居者)号室 氏 名 印

第6条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはでき